

報道機関各位

小樽市産業港湾部産業振興課

## 1 小樽市飲食店事業継続支援事業（飲食店家賃補助）の申請受付開始について【別紙資料あり】

- 受付期間 令和2年4月30日（木）から6月30日（火）まで
- 対象者 店内で飲食を提供する市内の飲食店で、次の全ての要件に該当する事業者
  - ①週5日以上、通年営業している店舗
  - ②食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている事業者
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗の売上げが令和2年3月、4月又は5月のいずれかの月が、前年同月比で40%以上減少している事業者
  - ④家賃の賃貸借契約を交わし、店舗家賃の負担がある事業者
- 申請方法 郵送又は電子メール
- 交付 申請後10日から14日程度（土日、祝日除く）で指定した口座へ振り込みます。
- 備考 申請書は市HPからダウンロードできます。詳しくは市HPをご覧ください。  
(トップ→事業者の皆さんへ→中小企業等への支援→小樽市飲食店事業継続支援事業)

## 2 資金繰り相談窓口の休日対応について

金融機関及び北海道保証協会小樽支店の窓口開設に合わせ、資金繰りに関する窓口を開設します。

- 日時 令和2年5月2日（土）、3日（日）の9時から15時まで
- 場所 市役所別館4階 産業振興課  
(休日夜間出入口をご利用いただき、当直にお申し付けください。)
- 備考 セーフティネット保証の認定申請を受け付けします。

※ セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠で保証する資金繰り支援制度です。

<問い合わせ先>  
小樽市産業港湾部産業振興課  
電話 32-4111  
(内線263, 264, 256)